

県産米販売・PR支援事業業務委託 企画提案募集要項

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部（以下「推進本部」という。）では、県産米の認知度向上と販売拡大を図るため、「県産米販売・PR支援事業」の受託者について、次のとおり企画提案方式で募集する。

なお、本事業の実施は、県の令和5年度当初予算が可決・成立することを前提としており、当該事業に係る予算が成立しない場合は、効力を有しないものとする。

1 目的

本事業は、消費者や流通関係者、マスコミ関係者等に対して「つや姫」や「雪若丸」等の県産米の広報・啓発活動等を行い、県産米の認知度向上と販売拡大を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

本事業は、推進本部が「県産米販売・PR支援事業業務委託仕様書（企画提案用）」に基づく業務を委託するものであり、概要は以下のとおり。

- （1）県産米販売・PRスタッフ（以下「PRスタッフ」という。）による広報・啓発活動とマーケティング活動
- （2）業務スタッフによる県産米の販売促進や認知度向上に向けた業務

3 委託業務実施の要件

委託業務の実施にあたっては、以下の要件を満たすこと。

- （1）委託業務に従事する者は、イベントでの啓発活動などの委託業務を実施するために十分な能力を持つ者であること。
- （2）経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準に設定すること。
- （3）委託業務を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。なお、50万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについてはリース又はレンタルで対応すること。
- （4）委託業務の対象地域は、「つや姫」や「雪若丸」等の県産米の広報・啓発活動等を行う県内、県外の全ての地域とすること。

4 応募に関する事項

（1）応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たすものとする。

- ① 山形県内に本店・支店又は事業所を有する法人又は法人以外の団体・個人で、本委託業務の内容、要件を理解し、委託事業の実施に意欲的な者であること。
- ② 現に業としてイベント企画・運営や広報活動を行っている者か、イベント企画・運営や広報活動で十分な実務経験を持つ者が本委託業務に従事する体制が整っていると認められる者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- ④ 県税及び消費税を滞納している者でないこと。

- ⑤ 受付期限内に山形県が発注する工事又は製造の請負、業務の委託、物品の調達その他契約に係る競争入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- ⑦ 法人等の代表者等（法人の場合は非常勤の役員含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同等の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ⑨ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑪ 現金出納帳簿等の会計関係書類及び賃貸台帳等の労働関係書類を整備していること。

（2）欠格事項

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 応募資格を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に応募資格を満たさなくなったとき。
- ② 複数の事業計画書を提出したとき。
- ③ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- ④ 審査の審査委員又は事務局の職員に対して、直接又は間接的に本応募に関し援助を求めたとき。
- ⑤ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑥ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑦ 見積金額が推進本部の提示する提案上限額を上回るとき。
- ⑧ その他不正な行為があったとき。

5 委託料の限度額

20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託業務の完了後、実績額をもとに委託金額について精算処理を行うものとする。

6 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

7 留意事項

業務の実施にあたっては、必要に応じて、随時、推進本部と協議のうえで行うものとする。

8 応募書類の提出について

本事業の受託を希望する者は、下記により応募書類を提出すること。

- (1) 提出方法
 - ・持参又は郵送にて提出すること。
 - ・持参する場合には、9時00分から17時00分の間（土曜日、日曜日を除く）に下記提出先まで持参すること。
 - ・郵送の場合、受付期間内に提出先に到着したものに限り受け付ける。
- (2) 提出書類及び提出部数
 - ① 参加申込書（応募様式1）…1部
 - ② 企画提案書（応募様式2）…7部
 - ③ 応募資格を持たないものに該当しないことの申立書（応募様式3）…1部
 - ④ 定款又は寄付行為（法人格を持たない場合は、運営規約等）…1部
 - ⑤ 直近2年分の決算書又はこれに類する書類…1部
 - ⑥ 会社案内、事業照会等の現行事業の概要、業務経歴等がわかる資料…1部
 - ⑦ 業務管理責任者及び業務管理担当者の職務経歴書（応募様式4）…1部
- (3) 提出期限
 - ①参加申込書（応募様式1）：令和5年3月8日（水）17時00分（必着）
 - ②企画提案書（応募様式2）、その他の提出書類：
令和5年3月17日（金）15時00分（必着）
- (4) 提出先
〒990-8570
山形県山形市松波2丁目8番1号
山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部事務局
（山形県農林水産部県産米ブランド推進課内）
電話：023-630-3295 FAX:023-630-2431
- (5) 書類作成上の注意
 - ・ 企画提案書については、必要に応じて図を用いるなど分かりやすい記述に努めること。応募様式2の用紙に書ききれない場合には、A4版（用紙サイズが異なるもの、両面印刷されたものは受け付けない）で用紙を追加することができる。
 - ・ 提出された書類は、審査作業等の必要に応じて複写する場合がある。
 - ・ 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
 - ・ 書類の作成、応募にかかる経費については、応募者の負担とする。
 - ・ 提案は1事業者につき1提案とする。
 - ・ 郵送の場合は、受付期間内に到着したものに限り受け付けるので、配送に係る日数を考慮するとともに、簡易書留を利用するなど、応募者において十分注意すること。

9 選定方法

- (1) 審査
 - ・ 推進本部が定める「県産米販売・PR支援事業審査会」（以下「審査会」という。）において、審査項目及び評価内容（別表）に基づき審査を行い、最も優れた提案者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。結果について応募者全員に対して文書で通知する。
 - ・ 審査の結果、その評価が一定の水準に満たない場合は、最優秀提案者の特定を見送る場合がある。

- ・ 提案者が1者のみの場合であっても、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- ・ 審査は非公開とする。
- ・ 審査会における審査は原則として書類審査によるものとするが、審査会が必要と認めた場合には、応募者に対するヒアリングを行う。
- ・ ヒアリングを行う場合は、別に文書で通知する。

10 質問・問い合わせ

(1) 質問・問合せ方法

募集要項等に関する質問は別紙質問票（応募様式5）により行うものとする。提出はFAX（宛先：023-630-2431）により行うものとし、件名を以下のとおりとして8の(4)の提出先に送信すること。なお、着信確認のため送信後に事務局に電話（023-630-3295）での連絡も行うこと。

【件名】県産米販売・PR支援事業 募集要項等に関する質問

(2) 受付期間

令和5年3月1日（水）から3月10日（金）17時00分まで

(3) 回答

質問への回答は質問者あてFAXにより行う。

11 契約についての留意事項

- (1) 委託契約については、審査結果に基づき、委託契約者となる候補者（以下「受託候補者」という。）と推進本部との間で事前に委託業務の内容・委託料について協議のうえ、随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、審査会において次点の評価を受けた提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (3) 委託契約の締結にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

12 スケジュール

今後の予定は以下のとおり（変更になる場合あり）。

3月 1日（水）	募集開始
3月 8日（水）17:00	参加申込書の提出期限
3月10日（金）17:00	質問書の受付期限
3月17日（金）15:00	応募書類の提出締切日
3月下旬	書類審査
3月下旬	審査結果通知

(別表)

審査項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき採点する。

各審査員の採点数の合計で算出する。

項目及び評価内容	
1	運営体制
(1)	業務を適切かつ確実に実施できる経営基盤を有しているか。 (応募様式2-1)
(2)	業務に必要な知識・ノウハウ・経験等を有しているか。 (応募様式2-1)
(3)	業務を実施できる人員体制・連絡体制となっているか。 (応募様式2-2-(1))
(4)	業務管理責任者及び担当者に知識・経験、その他望ましい資質や能力があるか。(応募様式4)
2	事業計画
(1)	業務遂行に必要な人材確保の計画及び研修、育成の内容は具体的であり実現性が高いか。 (応募様式2-2-(1)及び(3)) ・人材確保のための求人等計画の具体性、実現性 ・業務遂行に必要な人材像、必要となる研修、育成内容の具体性、実現性
(2)	県産米PRスタッフの活動により県産米の認知度向上と販売拡大が期待できるか。また、PRの手法やアプローチは、訴求力のある効果的なものといえるか。(応募様式2-2-(2)及び(3)) ・百貨店、量販店、イベント等での広報活動の具体性、効果、実現性 ・SNS等を活用した情報発信の具体性・実現性、情報発信の手法やアプローチの妥当性、波及効果 ・米穀専門店や消費者等へのマーケティング活動の具体性、実現性
(3)	業務に関する経費の積算は妥当か。 (応募様式2-3)